

神奈川県周産期医療協議会設置要綱

(設置)

第1条 神奈川県において、妊娠、出産から新生児にいたる高度専門的な医療を提供する総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図るため、厚生労働省通知「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」における「周産期医療の体制構築に係る指針」に基づき、神奈川県周産期医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 地域の実情に応じた周産期医療体制（総合周産期医療センター、地域周産期医療センター、県域を越えた搬送を含む搬送受入体制）の整備に関する事項
- (2) 神奈川県救急医療問題調査会において調査審議する救急医療対策のうち、周産期救急医療に関する事項
- (3) 周産期医療情報システムに関する事項
- (4) 周産期医療関係者の研修に関する事項
- (5) 周産期医療体制整備について必要な調査及び分析に関する事項
- (6) 神奈川県保健医療計画(周産期医療)の策定に関する事項
- (7) 他事業との連携を要する事項(救急医療、災害医療、精神疾患等の周産期に合併する疾患に関する医療等)
- (8) 母体や新生児の死亡や重篤な症例に関する事項など、その他特に検討する事例や周産期医療体制の整備に関し必要な事項

(委員)

第3条 協議会は、委員30名以内で構成する。

2 委員は次の者から構成する。

- (1) 保健医療関係機関・団体の代表
- (2) 地域の中核となる総合周産期母子医療センター等の医療従事者
- (3) 医育機関関係者
- (4) 消防関係者
- (5) 都道府県・市町村の代表
- (6) その他学識経験者等、会長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、第2条に定める事項について必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第6条 協議会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の構成は、協議会において定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成9年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月18日から施行する。

ただし、第3条については、平成23年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日の時点で現に委員である者の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成29年9月14日から施行する。

ただし、平成29年3月31日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月17日から施行する。

ただし、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。